

【別添】

令和 8 年度鳥取二十世紀梨記念館多目的トイレ等設備更新業務仕様書

- 1 業務名称
令和 8 年度多目的トイレ等設備等更新業務（以下「本業務」という。）
- 2 業務場所
鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館（鳥取県倉吉市駄経寺町 1 9 8 - 4）
- 3 委託期間
契約締結日から令和 9 年 3 月 3 1 日
- 4 業務概要
鳥取二十世紀梨記念館のトイレ設備（1 階・2 階）について、老朽化に伴う設備更新を行う。
- 5 業務内容
(1) 多目的トイレ入口扉のエンジン開閉装置の更新及びベビーキープ等の交換を行うこと。
※別紙 1、2 の図面を参考に施設担当職員と協議の上、施工すること。

項目	内容等	数量
A 多目的トイレ自動扉改修（1 階・2 階）	○ナブコ自動ドア片引き型開閉装置	2
	・VS-50 ドアエンジン、VS-A50-L コントローラ	
	・戸車、補助光線（1 ビーム）、ベルト、レール	
	・連結機構	
	○停電時解錠電気錠 PL-T20U	2
	○10-A10 拡張アダプター	2
	○VS-DC12V 外部電源	2
	○非接触式押釦スイッチ HDS-A5（SI-TL）内側	2
	○非接触式押釦スイッチ HDS-A5（SO-TL）外側	2
	○押釦スイッチ露出設置用 BOX	4
	○在室検知センサー（無目的設置型）NS-A01	2
	○取替調整工事	2
	○荷造運搬	2
B トイレ設備改修（1 階・2 階）	○既存エンジン撤去処分	2
	※非接触スイッチ仕様 ※電気錠有、押釦 4 か国語音声アシスト	
	※既設ハンドルを撤去し、取付穴の上段は化粧プレート、下段は衝突防止シールの取り付け	
	※既設鎌錠は内側ハンドルのみをダミー錠へ取替え	
	○ヨコ型おむつ交換台(1 階・2 階多目的トイレ)	2
	OK21F (combi 製)	
	○ベビーキープ(1 階・2 階トイレ)	7
	BK-F62、BC-F31 (combi 製)	
	○雑材、消耗品	1
	○既存器具撤去処分	1
	○衛生器具取付	1
	○その他現場雑費	1

- (2) 試験・確認
改修後、更新機器の動作確認を行い、正常に動作しているか確認を行うこと。

(3) 協議打合せ

- ア 受注者は、施設担当者と、業務着手時1回、成果物納入時1回の計2回協議を実施するものとし、別途協議等の必要がある場合は、その都度協議するものとする。
- イ 受注者は、関係機関との協議において説明資料が必要な場合又は受注者の出席が必要な場合は、誠意をもってこれに当たるものとする。

(4) 必要書類の提出

- ア 受注者は、契約締結後速やかに、全体工程表、緊急時の連絡網等の必要な書類を提出すること。
- イ 発注者との協議打合せにおいて、その内容を記した記録簿を2部作成・提出し、双方が各1部保管すること。

(5) 現地の立ち入り

- 受注者は、業務の実施に際し、現地に立ち入る場合は、事前に発注者及び施設担当職員に連絡するものとする。

6 業務完了時の提出書類及び検査

- 本業務完了後、5日以内又は令和9年3月10日のいずれか早い日までに業務完了通知書を提出し、その日から10日以内又は令和9年3月20日のいずれか早い日までに検査を受けること。

7 成果品

- 業務完了時に、次の事項を記載した完成図書を2部、成果品として提出すること。

(完成図書)

- ・作業報告書（交換部品一覧表、作業報告書、動作確認・試験記録書）
- ・作業写真（作業着手前、作業中、作業完了後）

8 業務実施に当たっての留意事項

(1) 施工に必要な資格

- 受注者は、消防用施設管理に関する専門知識を有し、それらの作業に熟練した者に設置・調整作業等を行わせること。

(2) 諸法令に定める所定の手続き等

- 受注者は、諸法令に定める所定の手続を適正に行うこと。

(3) 作業日の指定

- 作業日は、施設担当職員と調整を行なって決定すること。

(4) 機材等

- 本業務に使用する機材等は、現地調査を行った上で選定し、作業前に発注者の確認を受けること。

(5) 既設品の処分等

- 交換の対象となる既設品及び発生材については搬出し、関係法令に従い適正に処分すること。

(6) 既存部分損傷等対応

- 運送、搬入、各種作業及び点検・調整に伴い既存部分を損傷等した場合は、速やかに発注者及び施設担当職員に報告し、既成にならない補修すること。

(7) 不具合対応

- 発注者が実施する検査を終了した後1年間は、受注者の責任と認められる不良箇所が発生したものについては、受注者の負担で対応すること。それ以外のものについては、別途協議し決定すること。

9 その他

- (1) 業務実施に当たっては、発注者及び施設担当職員と十分調整を取ること。

- (2) やむを得ない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ発注者と協議の上、承認を得ること。

- (3) 成果品に係る著作権は発注者に帰属すること。

- (4) 本仕様書に記載されていない事項については、発注者の指示に従うこと。